

【高齢者等配食サービス事業のご利用にあたって】

以下について、利用者本人・緊急連絡先の双方でご確認いただき、
内容について了承いただいた上でご申請をお願いいたします。

- 緊急連絡先とは、「本人と連絡がつかない場合に使う連絡先」です。必ず連絡が取れる連絡先をご記入いただくと共に、もしもの際にはご対応をお願いします。

安否確認が不要・緊急対応が不可能な場合、市の制度を利用せず民間でお弁当を契約してください。

- 配食サービス事業における安否確認の方法については別紙のとおりです。
必ずご確認ください。

- 緊急連絡先の方におかれましては、利用者の配食利用日に不在着信やショートメールが入っていないかのご確認をお願いします。

- 緊急連絡先の方へ書面による連絡を行う場合もありますので、申請の際は、**必ず住所のご記入をお願いいたします。**
諸般の事情により住所の記載をされない場合は、配食関係の案内をお届けすることができません。
ご了承ください。

- 緊急時、迅速に対応するため、連絡先（本人・緊急連絡先）に変更があった際は、速やかに包括又はケアマネへ連絡をお願いします。

- 配食サービス事業の対象者は、買い物や調理等が困難であり、安否確認が必要と認められる方です。対象者（利用者）が要件から外れることが判明した場合は、廃止届を提出していただきます。

- 利用者の状態が改善する等、配食サービス事業対象外となる場合は包括又はケアマネへ連絡してください。

別紙：高齢者等配食サービス事業における安否確認方法について